

## 非加熱食肉製品及びナチュラルチーズの成分規格について（案）

- 非加熱食肉製品（食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）食肉製品のうち、非加熱食肉製品について、これまでの規格に、リステリア・モノサイトゲネスが、検体 1 g につき 100 以下でなければならないことを追加する。
  
- ナチュラルチーズ  
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の（三）乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に、ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）の成分規格としてリステリア・モノサイトゲネス（1g 当たり）100 以下（ただし、容器包装に入れた後加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものは、この限りでない。）を追加する。